扶養申請者現況届　～子の申請用～

申請する子の氏名		年齢	歳	職業	
申請者に配偶者(夫・妻)は	☐ いる　☐ いない　→〔 ☐ 未婚　☐ 離別　☐ 死別　〕				
今まで加入していた健康保険	☐ 国民健康保険　☐ 協会けんぽ　☐ 任意継続　☐ その他〔　　〕				

必ず添付する書類		
	☐ **戸籍謄本**《原本》	〔被保険者が世帯主の場合、続柄記載の世帯全員の住民票を添付することで戸籍の省略可〕
	☐ **個人番号記載の世帯全員の住民票**《原本》	
	☐ **所得証明書**《原本》(16歳以上)	〔学生証の写し添付で所得証明書の省略可(社会人から学生になった場合除く)〕

1. 申請の事由【該当する項目に✔】	必要書類
☐ 被保険者の就職に伴う申請	―
☐ 出生による申請	―
☐ 子の退職に伴う申請　【退職日:　/　/　】 →失業給付　☐ 申請(延長)予定　☐ 受けない　☐ 無	離職票1・2の写し又は雇用保険資格喪失確認通知書の写し
☐ 失業給付受給終了に伴う申請	支給終了印のある雇用保険受給資格者証(両面)の写し
☐ 雇用形態の変更(収入減少)に伴う申請	健康保険資格喪失証明書及び雇用契約書の写し
☐ 配偶者との離婚に伴う申請　【離婚日:　/　/　】	健康保険資格喪失証明書
☐ 配偶者の退職に伴う申請　【退職日:　/　/　】	配偶者の離職票1・2の写し、健康保険資格喪失証明書及び配偶者の所得証明書
☐ その他(　　)	状況に応じた書類が必要です

2. 子の現在の学業・収入状況【該当する項目に✔】	必要書類	
☐ 乳幼児、未就学児、小中高校生(全日制)	―	
☐ 大学・専門・予備校生・通信制・夜間校生	学生証の写し	
☐ 給与収入	直近3ヶ月分の給与明細の写し	
☐ 失業給付受給中(日額3,612円未満)	雇用保険受給資格者証(両面)の写し	
☐ 自営業・不動産・農業など給与以外の収入	直近3年分の確定申告書及び収支内訳書の写し	
☐ 各種年金収入 ☐ 基礎　☐ 厚生　☐ 障がい　☐ 遺族 ☐ 基金　☐ その他(　　)	受給中	直近の年金振込通知書の写し又は年金改定通知書の写し
	申請中	年金見込額照会回答書の写し
☐ 傷病手当金受給中(喪失後給付/日額3,612円未満)	支給決定通知書の写し	
☐ 出産手当金受給中(喪失後給付/日額3,612円未満)	在職時の給与明細の写し	
☐ 無職　〔過去2年以内に就労していた場合　【退職日:　/　/　】〕	所得証明書に給与収入の記載がある場合のみ、離職票1・2の写し又は雇用保険資格喪失確認通知書の写し	
☐ その他(　　)	状況に応じた書類が必要です	

3. 子の現在の状況【該当する項目に✔】	必要書類
☐ 被保険者と同居(住民票の世帯が同一)	―
☐ 被保険者と別居(住民票が別)	直近3ヶ月分の送金証明の写し又は定額自動送金依頼書の写し(学生は不要、ただし社会人から学生になった場合は除く)
☐ 市区町村から医療費受給者証の交付を受けている ☐ 障がい者　☐ 母子(ひとり親)　☐ 妊産婦 ☐ 自立支援　☐ その他(　　)	医療費助成受給者証の写し
☐ 外国籍	在留カード(両面)の写し

注意事項

- 扶養の認定基準は、年間の総収入が130万円未満(108,334円/月)かつ被保険者の総収入の1/2未満です。(60歳以上又は、障害年金受給者は年間の総収入が180万円未満(150,000円/月)となります。)
- 必要書類は、公的書類は発行後3ヶ月以内、指定がないものは最新のものをご提出ください。
- 申請される方の収入や生活の実態、被保険者の経済的扶養能力等を総合的に審査のうえ、認定の可否を決定します。また、状況により、追加書類の提出を求めることがあります。
- 虚偽の届出又は故意に届出をしなかった事実が判明した場合は、被扶養者の資格を取消します。

【被保険者 署名・捺印欄】

上記の注意事項を確認いたしました。また、記入内容に相違ありません。

記入日　＿＿＿＿ 年 ＿＿＿ 月 ＿＿＿ 日　　被保険者氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（出生～高校卒業前の子）被扶養者資格点検チャート

*被扶養者異動届を出す前に、この点検チャートで被扶養者資格有無の確認をしてください。
*認定の可否は、健保組合で最終的に判断します。必要書類を提出しても必ず認定されるわけではありません。

健康保険 記号-番号	-

対象者 （申請するご家族）	

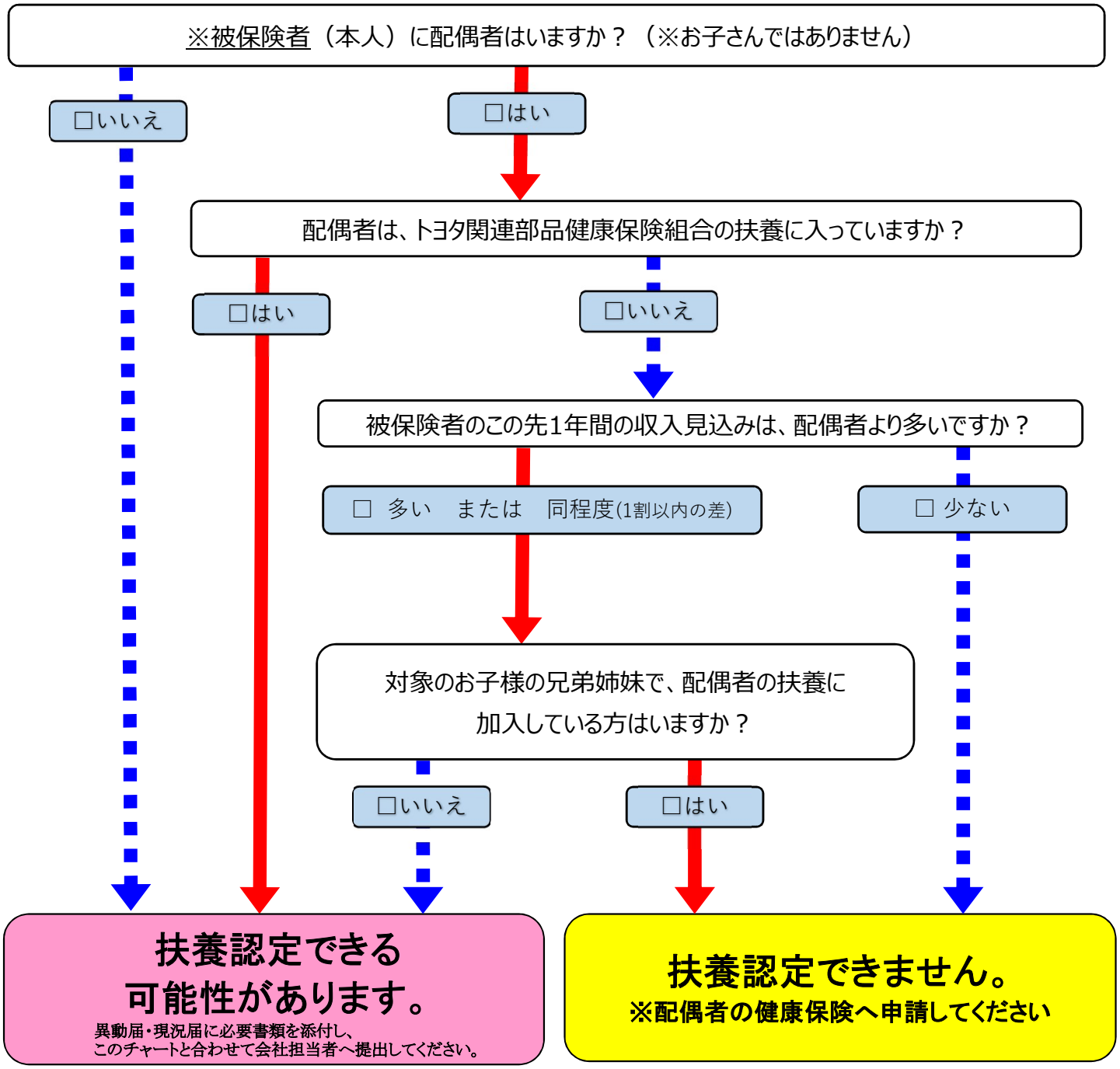

【注意事項】

夫婦が共同して子を扶養する場合、①②を原則として認定を行います

①年間収入（この先1年間の収入）の多い者の被扶養者とします
②子は何人いても、夫婦いずれか一方の被扶養者とします
（「第一子は夫」「第二子は妻」のように分けて被扶養者とすることは認められません）

※ ご不明な点がございましたらお問い合わせください　☎０５６５－４１－７４１２　（ 資格給付グループ）